

平成19年5月18日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部長	唐	島		稔
市	民部長	北	村	建	治
産	業部長	山	本	克	樹
建	設環境部長	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課長	北	村	和	博
企	画課長	竹	下		勇
総	務課長	北	御門	敏	則
財	政課長	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務課長	武	藤	竹	美
福	祉事務所長	迎		和	泉
保	険健康課長	岩	田	輝	寛
農	林水産課長	平	石	和	弘
商	工観光課長	福	岡	俊	剛
都	市建設課長	田	中	敏	男
環	境下水道課長	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課長	松	浦		勉
水	道課長	藤	家	敏	昭
教	育委員長	藤	家	恒	善
教	育長	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課長	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館長	中	川		宏
農	業委員会事務局長	山	田	次	郎
監	査委員事務局長	森		久	幸

平成19年5月18日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第31号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第33号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第5 議案第34号 鹿島市副市長の選任について
- 日程第6 議案第35号 鹿島市監査委員の選任について
- 日程第7 議案第36号 鹿島市固定資産評価員の選任について
- 日程第8 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）
- 日程第9 閉会中継続調査申出

午前10時

議長（橋爪 敏君）

開議に先立ちまして、桑原市長からごあいさつがございます。桑原市長。

市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに新しい鹿島市議会がスタートするに当たり、一言お祝いの言葉とごあいさつを申し上げます。

まずは、議員の皆様方におかれましては、さきの市議会議員選挙において、市民の皆様の期待と信頼を担われ御当選なされましたことに心からお喜びを申し上げます。特に、このたび初めて議員となられました6人の皆様には、これまでそれぞれの地域、あるいは職場で培ってこられました豊かな経験、見識を今度は議会の場で大いに発揮していただけるものと期待をしており、心から歓迎をするものでございます。

さて、鹿島市は、まちづくりの方向性を示した第4次鹿島市総合計画基本計画を昨年8月に改定し、現在これに基づいた各種施策を展開しているところでございます。基本計画の中心に据えておりますのが、定住促進と交流人口の活用であります。この二つをキーワードにして総合計画を構成する五つの柱ごとに実施すべき事業を掲げ、計画の残り4年間に全力をかけて着実に取り組んでいく所存でございます。

また、国のいわゆる三位一体改革により、地方交付税や国県の補助金等は縮減の一途をたどり、鹿島市に限らず全国の自治体にとって厳しい財政状況が続いております。この状況を踏まえて財政基盤を維持・強化し、足腰の強い行財政運営を実現することを目的に、平成17年度に財政基盤強化計画を策定いたしました。これは平成18年度から5カ年の計画で、自主財源の確保や経費の節減に努め、行政のスリム化などを柱に実行しているものでございます。これら財政基盤強化計画の確実な実施により捻出した財源を、より有効に活用し、地方自治体が担うべき役割やサービス水準の確保に努めてまいります。鹿島市議会におかれましても、この計画に御理解をいただき、今回の選挙から議員定数を16名に削減するという厳しい姿勢をお示しく下さいましたことに心から感謝を申し上げます。

現在私は、市長として5期目を迎えておりますが、これまで市政運営に関し一貫して鹿島市の利益、あるいは鹿島市民の利益に照らし合わせて、どちらがいいかという判断をしてまいりました。議会と執行部の役割や守備範囲はそれぞれ違いますが、鹿島市のため、鹿島市民のために仕事をするという点におきましては、議員の皆様も執行部も変わらないと思えます。この同じ目的のために議会と執行部は車の両輪として切磋琢磨し、お互いにいい意味での緊張関係を保ちながら議論を深めていく中で、よりよい鹿島市を築いていきたいと考えております。

議員定数が減少し、皆様にかかる責任は、これまで以上に、より重くなったことと思えますが、どうか鹿島市議会議員としての誇りと自覚を持って、今後なお一層御活躍なされますことを期待申し上げます。

最後になりましたが、このたび議会の第一線を退かれた先輩議員の皆様の御労苦に対し、感謝を申し上げます。これからも議会の先輩、そして市民の一人としての立場からいろいろなアドバイスをいただきたいと思います。

以上、お祝いの言葉とごあいさつといたします。

議長（橋爪 敏君）

引き続きまして、出村副市長から各部課長の紹介があります。出村副市長。

副市長（出村素明君）

それでは、私の方から職員の紹介をさせていただきます。

その前に、各種行政委員会の委員長さんの紹介をさせていただきます。

教育委員長、藤家恒善様。（「よろしく願います」と呼ぶ者あり）

それから、監査委員、植松治彦様、農業委員会会長、白仁田進様は本日欠席でございます。

それでは、職員の紹介をさせていただきますが、敬称は省略をさせていただきます。

手前の方からでございますが、教育長の小野原利幸でございます。（「小野原です。よろしく願います」と呼ぶ者あり）

次に、部長級でございますが、総務部長、唐島稔。（「よろしく願います」と呼ぶ者

あり)

市民部長、北村建治。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

産業部長、山本克樹。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

建設環境部長、坂本博昭。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

会計管理者兼会計課長、北村和博。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

次に、課長級ですが、総務課長、北御門敏則。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

企画課長、竹下勇。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

企画課参事、谷口秀男。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

財政課長、打上俊雄。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

市民課長兼選挙管理委員会事務局長、中村和典。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

税務課長、武藤竹美。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

保険健康課長、岩田輝寛。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

福祉事務所長、迎和泉。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

商工観光課長、福岡俊剛。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

農林水産課長、平石和弘。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

都市建設課長、田中敏男。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

環境下水道課長、亀井初男。(「よろしく願ひいたします」と呼ぶ者あり)

まちなみ活性課長、松浦勉。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

水道課長、藤家敏昭。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

教育委員会教育次長兼庶務課長、藤田洋一郎。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

生涯学習課長、中川宏。(「よろしく願ひいたします」と呼ぶ者あり)

議会事務局長、森田利明。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

監査委員事務局長、森久幸。(「よろしく願ひいたします」と呼ぶ者あり)

農業委員会事務局長、山田次郎。(「よろしく願ひいたします」と呼ぶ者あり)

次に、広域圏等への派遣職員でございますけれども、広域圏事務局次長、中村博之。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

同じく、消防本部次長、井手譲二。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

介護保険事務所業務課長、一ノ瀬健二。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

衛生施設組合事務局長、井手清治。(「よろしく申し上げます」と呼ぶ者あり)

最後になりましたが、私、副市長の出村素明でございます。どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

済みません、一つだけですが、同和対策課長、関正和ですが、本日、公務のため欠席でございます。紹介おくれました。申しわけございません。

午前10時11分 開議

議長（橋爪 敏君）

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。森田議会事務局長。

議会事務局長（森田利明君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案6件の提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成18年度2月分、3月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしております。

次に、去る3月の定例会において採択になりました意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書は、3月27日をもって関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の一括上程（市長の提案理由の説明）

議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1 議案の一括上程であります。

議案第31号から議案第36号までの6議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

市長（桑原允彦君）

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分事項の承認3件、人事案件3件でございます。それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

まず、議案第31号 専決処分事項（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市税条例の一部を改正する条例につきましては、去る3月末に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の主な内容としましては、たばこ税の特例税率の本則税率化、住宅のバリアフリー改修を対象とした固定資産税の減額制度の創設、上場株式等の譲渡所得に係る市民税の特例税率の期間延長などがございます。

次に、議案第32号 専決処分事項（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の

承認について申し上げます。

専決処分いたしました鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、去る3月末に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の内容としましては、国保税のうち国民健康保険（医療分）に係る課税限度額の引き上げでございます。

次に、議案第33号 専決処分事項（平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の承認について申し上げます。

地方自治法第179条の規定により3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算（第8号）は、予算の総額に55,560千円を追加し、補正後の総額を11,618,777千円といたしましたものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税などの主要一般財源及び市債発行の確定額の計上を行っております。

これに伴い歳出では、各事業の財源調整を行うとともに、市債の計画的な償還のための財源として減債基金へ90,000千円の積み立てを行い、今後とも計画的で健全な財政運営に努めるものでございます。

次に、議案第34号 鹿島市副市長の選任について申し上げます。

副市長出村素明氏の任期が、平成19年5月18日をもって満了しますが、引き続き出村素明氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議案第35号 鹿島市監査委員の選任について申し上げます。

これは、議員のうちから選任いたしておりました、監査委員岩吉泰彦氏の任期が、平成19年4月29日をもって満了となったため、後任に橋川宏彰氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、議案第36号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員北御門敏則氏の人事異動により後任として現税務課長武藤竹美氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、議案の概要につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（橋爪 敏君）

お諮りいたします。議案第31号から議案第36号までの6議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号から議案第36号までの6議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第31号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2・議案第31号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

それでは、議案第31号 専決処分事項の承認について申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、鹿島市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、議会の承認を求めます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴うものでございまして、それぞれ議案説明資料にのっとり説明をさせていただきたいというふうに思います。

改正の要点についてのみ申し上げますので、よろしく願いをいたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

第95条、たばこ税の税率を1,000本につき3,298円に改めるものでございます。

この条例につきましては、既に平成18年7月1日から鹿島市税条例附則第16条の2の規定で特例税率として3,298円で運用いたしております。

今回の改正は、この附則の規定を本則規定の税率に改めるものでございます。

次に、第123条第5項、これは引用しております地方税法施行令の条が1条繰り上げられたことによる改正でございます。

2ページをお願いいたします。

第10条の2第3項及び第4項、これも引用しております地方税法施行令附則の条項が1号ずつ繰り上げられたことによる改正でございます。

同条第5項、住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の創設でございますが、これは平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、現在、居住されておられます住宅に一定のバリアフリー改修を行われた場合に、申請によりまして固定資産税を減額する措置でございます。

改修された家屋の翌年度分の固定資産税を3分の1減額することにいたしております。限度は100平米までということです。これは1年限りの措置でございます。

要件といたしましては、65歳以上の人、それから要介護認定、または要支援認定を受けている人、障害者の方というふうになっております。また、工事の額につきましては、補助金

を除く自己負担が300千円以上のものというふうになっております。改修後3カ月以内に申告というふうな形で規定されておりますので、今後、住民PRをしながら適用していきたいというふうに考えております。

次に、資料の3ページをお願いいたします。

第11条の3第1項及び第2項、平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例でございます。これは駅ビルなど商業施設と複合的に利用する鉄軌道用地の評価を付近土地の価格に批准して評価する規定を新たに追加する改正でございます。

現時点では本市に対象となる物件はございません。ちなみに、鉄軌道用地は、沿線宅地の評価の3分の1を現在いたしております。

それから、16条の2、たばこ税の税率の特例でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、たばこ税の特例税率を本則規定にしたことにより、項の削除及び削除に伴う条文の整備並びに項の繰り上げの改正でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例、これを平成21年度まで1年間延長する改正でございます。税率といたしましては3%を1.8%の特例税率で運用いたしております。

第20条第7項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例、これを平成21年3月31日まで2年間延長する改正でございます。現在、譲渡所得の課税につきましては、所得の2分の1に課税する特例で運用いたしております。

5ページをお願いいたします。

第20条の4第3項、外国で受ける配当に対する課税の特例税率でございます。平成21年3月31日まで1年間延長する改正でございます。5%を3%の特例税率で適用いたしております。

第20条の5、保険料に係る個人市民税の課税の特例の増設でございます。市内居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合は、その保険料を申告時に社会保険料控除の対象とする改正でございます。

以上、説明を終わりますが、御承認のほどよろしくをお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

今回は専決処分であります。簡単ですが、幾つかお尋ねをしたいと思っております。

まず、たばこ税ですね。どれだけ増収になるのでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

たばこ税の値上げによる増収ということでございますが、これは平成18年の7月から値上げいたしております。したがって、17年度のたばこ税と18年度のたばこ税の見込み、これを平年化して計算しますと、約16,000千円ほど増収になります。（「今回のとは、附則を本則にしよるだけ」と呼ぶ者あり）

既に18年の7月から適用いたしておりますので、18年の税収からもう既に上がっておりますので、今回、附則に規定していた分を本則に切りかえるという改正だけでございます。

以上でございます。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次お尋ねしますが、住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置の問題ですが、先ほどの説明で1年限りということですが、この制度自体が1年限りなのか、それとも申請していくのがその年度限りでしかできないというのか、その辺もう少し詳しく。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

このバリアフリー改修につきましては、19年4月1日から22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を行われた住宅ということで、3年間の分を1年だけ、3年間のうちに改修されて、その改修された人は1年限りと、翌年（「減額が」と呼ぶ者あり）ということになっておりますので、1回限りと。1年、1回限り。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

じゃ、同じところでもう1点お尋ねしますが、自己負担が300千円以上のものということで、ここに上げられているものですね、例えば、介護など受けられている人はわずかだと思えますから、300千円に、こののふろとか便所の場合は大分かかるかもわかりませんが、そんなに該当する者がいないと思いますが、大体このことによってどれくらいの減収が見込まれますか。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

申請が幾らになるか、見込みがちょっと立たないわけですが、国が考えております額にいたしますと、約50億円ぐらいの減収ということになりますので、これを人口当たりで割りますと、鹿島市で約500千円から700千円、申請の数によりますけど、50億円という形から逆算しますと、それぐらいの額になると。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

次、鉄軌道用地の件でお尋ねをしたいと思いますが、先ほどの御説明では、駅ビルなどに係るものだというので、鹿島は該当がないというようなことでしたね。駅舎はじゃ違うんですかね、あそこはどうなるんですか。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

駅舎は既に近傍の住宅の用地ということで、一緒にもう既に課税いたしております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

それでは、駅舎については一般市民の住宅と同じような取り扱いで課税をされていると理解していいんですかね、その辺は。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

J R九州に対する課税につきましては、三島特例という条項がございますので、一部減額という形で課税いたしております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

私は、さきの議会の一般質問でしたかね、鉄道用地を初め、公的敷地などに対する課税のあり方について、やっぱり今何とか財政を豊かに導かなくてはいけないという立場で一般常識的な課税をすべきだということで御質問したと思います。課長はいらっしゃいませんでしたね。

それで、先ほどの説明では、鉄軌道については3分の1の課税だということですが、じゃ3分の1で、幾らJR九州から鹿島市に税金が入ってきているのかお尋ねをします。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

法人といいましても、個人の税額をそれぞれ公表するという形はなかなかできませんので、おおむねという形で聞いていただきたいと思います。大体7,000千円ぐらいあるんじゃないかなというふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

3分の1で7,000千円ですからね。一般市民と同じようにしていただければ、その分税収も多くなるということで、これは国で決められたことかもわかりませんが、やはりその辺についてはこれからの財源を豊かにしていくという立場からも、やっぱり国にその改定を要求するその他をしながら取り組んでいく必要があるんじゃないかと思いますので、これは意見にしておきたいと思います。

それから次ですが、株式の譲渡の問題ですが、今本当にみんな大変ですが、これはお金を持った人しかないとと思いますが、非常に優遇措置だと思いますが、鹿島市の場合、大体何件ぐらいこれに該当する人がいらっしゃるのかですね。そして、金額的にどれぐらいの金額なのかお尋ねをします。

議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

件数は幾らぐらいと出ておりませんが、金額的に申し上げますと、18年度分で約54,000千円ほど譲渡所得がっております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

終わりにしたいと思いますが、鹿島市の方の分というのは本当に今おっしゃった54,000千円ということですが、全国的にもっと莫大なそれによって利益を上げていらっしゃる人があ
るわけで、見ますと、私たち一般国民からは税金をどんどん上げるというような中、いろ
んなものを取るだけ取るというような中で、こういう不平等なことがやられているというこ
と

が非常に明らかなと思います。これには答弁は要りませんが、以上で終わりたいと思います。

議長（橋爪 敏君）

ほかにごいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 専決処分事項の承認について（鹿島市税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第31号は提案のとおり承認されました。

日程第3 議案第32号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3 議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第32号 専決処分事項の承認について御説明を申し上げます。

議案書の6ページと7ページをごらんいただきたいと思います。

このことにつきましては、平成19年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によりまして、鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしております。平成19年4月1日から施行をいたしておりますので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきまして議会に御報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正は、去る3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布をされております。改正前の国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療分に当たりますけれども、これの課税限度額530千円が平成19年度から560千円に改正をされました。これに伴いまして、8ページの方にお示しをいたしておりますけれども、国民健康保険税条例第2条第2項及び第13条第1項の530千円を560千円に改正するものでございます。

なお、改正後の規定は、平成19年度以降の保険税に適用をいたし、平成18年度分までの保険税については、なお従前の例によることといたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ただいまの御説明に対して何点が質問したいと思いますが、この案件についてはいつも専決処分がされて、専決処分じゃなくてやっぱりやるべきだということをこれまでも再三言っておりますが、上から3月31日ですか、3月末来るということで、できないというようなことでこれまでも説明をされてきたと思いますが、この辺については大体的見込みというのは、そういうふうになるという動きというのはつかめていると思うんですよね。例えば、何かの案にしますと、まだ後からでんよかたいねというようなのを先に条例がつくられるというようなこと、改正されるというようなこともあっておりますが、これに関してはずうっとこれは一貫してこういう形での提案になっておりますが、私は、例えば、3月の議会では国民健康保険税条例の改正は出されましたよね。だから、そのときに一緒にこの問題についても上程されなかったのかと思いますが、その点についてまずお答えください。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、この限度額を改めるについては地方税法で一応決めてあります。上限をですね。そして、施行令の方でその額を決めてあるわけですね。施行令の公布は3月30日に公布をされているわけです。それを待たなければ、これを超えて条例を制定するというのは難しいというふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

ただいま難しいというお答えでしたが、できないのか。じゃ、難しいということですから、そのところをクリアすればできないことはないと考えていいわけですかね。今おっしゃったのは難しいということですね、できないじゃなくて。その辺はどうでしょうかね。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

できないという表現が正しいんですかね。ちょっと私がそのところ、きちっと調べておらんもんですからですね。ただ、政令で結局、限度額も決めているわけですね。それを超えて条例で定めるといようなことができないというのが一つあります。ただ、日付をずらせばそういうことが可能なのかなと思いますけれども、ちょっとそこら辺は法制の問題になり

ますけれども、研究をさせていただきたいというふうに思います。ただ、現行上はそういうふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

これは上から決まってくるので、どうにもならないと言われればそれまでですが、しかし、やっぱり国保税の問題というのは、私たちが今徹底しているんな角度から検討をしながら、どう取り組んでいくかということが非常に重要な時期だと思えます。特に、この限度額がたびたび改定されるということについては、限度額の超過世帯が全世帯の5%を超えないためというようなことがうたわれていたと私は思いますが、間違いなら指摘してください。だということなら、鹿島市の場合は今、限度額の超過世帯というのは何%ぐらいになっているんでしょうか、その辺をお尋ねします。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません、ちょっと待ってください。（「その間にちょっとさっきのところの質問の補足をします」と呼ぶ者あり）

議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

市長（桑原允彦君）

今の議員の御指摘は、国民健康保険税の値上げについての議論をこの当議会においてしよったですね。その段階では明らかに 3月30日か31日か、公布は。（「公布は30日です」と呼ぶ者あり）3月30日の公布ですから、公布より以前にこれはできません。御存じのように上位法優先ですので、国の法律を超えて市の方でやるというわけにはいかないと、そういうことでございます。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えをいたします。

平成19年度の所得が、現在今きちっと把握ができておりません。それで、18年度の所得で課税状況でいいますと、大体271世帯ぐらいが限度額超過世帯がございます。それで、これに対して保険税の加入世帯数ですね、これが6,400世帯ぐらいあります。5%でいたしますと320ぐらいですかね、5%に当たる分が、それよりも少ない数字になっております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

じゃ、ただいまのお答えでは、鹿島市においては5%を超えてないというようなことですね。もちろんこれは上で決めることですが、じゃ、5%を鹿島市の場合超えてないんだから、限度額を上げる必要はないんじゃないかという気がしますが、市長、その辺はいかがお考えでしょうか。上から決まるとやっけん、どがんしゅうもなかばいなのかですね。国の基準としては平均的に5%を超えないようにということでこういう取り組みをされているということなんですかね。

結局、今回30千円の値上げというのは、今全国では5.4%ぐらいの数値になっていると思いますが、だから30千円上げないと採算がとれないというふうに見られているみたいですが、その点はどうなんでしょうか。自主性はないんでしょうか、鹿島市としての。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

ちょっと今の質問の答えになるかどうかわかりませんが、それを超えないということですね、範囲内にあるということです。それで、この課税限度額は平成9年に現行の530千円になっているんですね。その間10年間据え置いたという形になります。それと、ほかの結局限度額以下の人ですね。低所得者や中間世帯ですね。そこら辺は税率が上がってきているわけですね。そいけん、これを上げないということが、果たしてそういう中間層とか低所得者層に対して、そこら辺を結局税収としてはそれだけの見込みをせんばらんわけですから、そこに結局中間層とか低所得者層にかえて負担が大きくなるという現象も起きてくるかというふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

答えじゃなかったと思いますがね。お尋ねをします。いいです、それはそれで。じゃ、今度530千円から560千円に上がるわけですが、その分影響を受ける人が何世帯ぐらいになるんでしょうか。

議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

保険健康課長（岩田輝寛君）

先ほども言いましたけれども、これは平成18年の12月1日現在のデータですけども、この限度額で248世帯が560千円超の方になります。この方たちが直接的には影響があるというふうに考えております。

議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

14番（松尾征子君）

わかりました。これから公的年金などの特別控除というのが大幅に減らされますね。それから、高齢者特別控除などというのも縮小されるわけですが、そういう影響で、これまで収入が同じだった人たちが非常に所得割額というのがふえてくるわけですね。ですから、国保税の引き上げというのは本当に驚くような額になってくるというのが見込まれるわけですがね。こういう中で、やっぱり今先ほどの説明では、少ない人たちも上がってきているから当然だというようなお答えではありましたが、しかし、やっぱり今国保の問題はそれだけでなく大変な状況のときに、やっぱりこういうのが上から来たから、じゃ、そのまませざるを得ないというような対応だけでは私は済まされない問題だと思います。

私は後、討論には立ちませんが、専決処分だとはいえ、私はこの問題については納得できません。ちなみに、私は、今月の29日の日は厚生省に直接この問題もあわせて国保税の健全な運営をどうするかということで交渉にも行きたいと考えております。

以上です。

議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 専決処分事項の承認について（鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第32号は提案のとおり承認されました。

日程第4 議案第33号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4 議案第33号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上財政課長。

財政課長（打上俊雄君）

それでは、議案第33号 専決処分事項（平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））の承認について御説明をいたします。

お手元の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で市長の専決処分により予算の補正を行い、今議会において内容を報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額に55,560千円を追加し、補正後の総額を11,618,777千円とするものでございます。

同じく繰越明許費の補正、地方債の補正を同時に専決処分いたしました。

2ページをお開きください。

2ページから5ページには、補正の議決科目の区分及び補正額の集計表でございます。

6ページをお開きください。

6ページは繰越明許費の補正でございます。繰越明許費とは、一般的には繰り越し事業と言われるもので、平成18年度の事業の中で諸般の事情により予算の一部を平成19年度へ繰り越して実施するものでございます。

その中で能古見小学校大規模改造事業につきましては、18年度で予算措置を行い、19年度へ予算を全額繰り越して実施をする計画にしております。その中で、年度末に入札を行いまして事業費を圧縮する形で繰越額が確定いたしましたので、補正前の額177,950千円を142,800千円と変更して19年度へ繰り越すものでございます。

7ページをごらんください。

7ページ目は地方債の補正でございます。事業費の確定により増減を計上いたしております。

8ページをごらんください。

8ページは補正予算の事項別明細書の集計表でございます。

9ページも同じです。

10ページをお開きください。

10ページより補正予算の中身につきまして御説明をいたします。主なものにつきまして御説明いたします。

まず、歳入につきましては、地方譲与税及び地方交付税の交付額が決定をいたしておりますので、それらの増減について計上をいたしております。補正の内容は説明欄をごらんください。主なものにつきまして御説明をいたします。

17ページをお開きください。

17ページは、地方交付税のうち特別交付税の増額補正でございます。現在、特別交付税は補正前は6億円で計上しておりました。3月末におきまして18年度の特別交付税が確定をいたしましたので、89,041千円の増額で補正をいたしております。特別交付税の総額は689,041千円となっております。

地方交付税のこれまでの流れにつきましては、また後ほど別紙の資料により御説明をいたします。

20ページをお開きください。

20ページは市債の補正でございます。事業費の確定により増減をいたしております。その中で一番下の行ですが、能古見小学校大規模改造事業につきましては、先ほど申しましたように、入札により事業費が確定をいたしておりますので、市債の借り入れも減額で補正をいたしております。

21ページをお開きください。

21ページより歳出の説明を行います。

まず、財産管理費で事業費の増減及び財源調整等によりまして新たに減債基金へ90,000千円の積み立てを行いたいと思っております。19年度はこれらの財源をもとに繰り上げ償還等も検討をいたしたいと思っております。

22ページ以降は事業費の確定に伴う財源調整でございますので、概要は説明を省略いたします。

25ページをごらんください。

25ページも先ほど能古見小学校大規模改造事業による、入札による事業費の減の確定で減額補正をしております。

26ページは予備費の調整でございます。

27ページをごらんください。

27ページは地方債の現在高の調書でございます。この内容につきましても別紙の資料により御説明をいたします。

以上の補正を行った結果、平成18年度も実質的に黒字決算を維持できるものと見込んでおります。

それでは、補正に基づく決算の見込み等について、別紙資料により御説明をいたします。

別紙の議案説明資料の8ページをお開きください。

先ほど説明をいたしました補正の専決処分を行った結果、まず8ページは基金の状況でございます。一般会計は、そこに基金の名称がありますように全部で10の基金を保持しております。16年度末から17年度決算、それと18年度決算見込みについて総額で御説明をいたします。

11行目をごらんください。一番左側の欄です。16年度末で、基金総額で2,933,221千円を

残高としてありました。17年度決算の数字です。真ん中あたりに3,123,358千円というふうになっております。今回の専決による補正によりまして18年度末見込みは3,095,602千円というふうに残高として見込んでおります。前年度17年度末と比較しますと27,756千円の繰り入れを行ったということになります。増減の内訳につきましても、その欄に内容等を記載しておりますので、御参考にごらんください。

続きまして、9ページをごらんください。

9ページは、市債の現在高の決算見込みを一覧表にして掲げております。これも16年度末、17年度末で18年度決算見込みということで御説明をいたします。

17行目の合計欄をごらんください。鹿島市の一般会計における市債残高は、平成16年度末現在で12,359,617千円ございました。その横の欄、17年度では11,984,307千円で決算をしております。右から2列目の欄です。平成18年度末現在の見込みとしては11,455,407千円というふうに見込んでおります。これは17年度末と比較をいたしますと528,900千円の市債残高が減少するというふうに見込んでおります。

続きまして、10ページをお開きください。

10ページは、鹿島市一般会計の過去10年間の流れを一覧表にしておりますので、若干御説明をいたします。

まず、1行目の市税でございますが、鹿島市は28億円レベルの一定レベルの市税を維持しております。このことは財政運営上非常に助かっているという部分でございます。今、市町村財政が非常に厳しいということで、こういった数字であらわれているかというのを若干御説明いたします。

この2行目ですが、地方交付税の合計欄をごらんください。地方交付税は、普通交付税、特別交付税で構成をされております。その2行、3行、4行目ですね。ここが集計と内訳になっております。鹿島市の場合、地方交付税のピークは平成11年度、11年度の欄をごらんください。11年度は普通交付税、特別交付税を合わせますと5,425,468千円の地方交付税がございました。今回、特別交付税が確定をいたしましたので、18年度の地方交付税の合計欄をごらんください。4,102,492千円が普通交付税と特別交付税の合計額でございます。11年度の54億円と18年度の41億円と比較をさせていただきますと、大方ここ七、八年度の間に地方交付税が13億円削減をされているということになります。この地方交付税というのは、一般財源で自由に市町村の判断で事業費に配分できるお金でございます。そのお金がここ数年間で10億円以上、一気に減っていると。今現在、市町村の財政状況が非常に厳しいというのが、このこういった一般財源が急速に縮減されているという、そういう状況がございます。当然ながら、市町村も行政改革等で一生懸命削減の努力をやっておりますが、どうしてもこの一般財源の減額分に削減分がなかなか追いついていないということで、そこらあたりが政策的経費を圧迫していくという、そういった状況が全国の市町村で言えるんじゃないかという

ふうに思います。

以上、平成18年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分並びに決算見込みにつきまして御説明をいたしました。よろしく御承認のほどをお願いいたします。

議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第33号 専決処分事項の承認について（平成18年度鹿島市一般会計補正予算（第8号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第33号は提案のとおり承認されました。

しばらくお待ちください。

〔副市長退場〕

日程第5 議案第34号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5 議案第34号 鹿島市副市長の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第34号 鹿島市副市長の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第34号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔副市長入場〕

議長（橋爪 敏君）

ただいまから副市長の紹介があります。

総務部長（唐島 稔君）

ただいま選任に御同意をいただきました副市長を御紹介いたします。

今期に引き続きまして、副市長に就任いたします出村素明現副市長でございます。副市長、ごあいさつをお願いいたします。

副市長（出村素明君）

それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議会の皆さん方の同意をいただきまして、副市長として再任されることとなりました出村でございます。

御承知のとおり、地方自治法の一部改正によりまして、この4月から従来の助役制度から副市長制度へ移行しているわけですけれども、改めまして責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

皆さん方の御指導、御支援を賜りながら、原点に立ち返って誠心誠意努力をしたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

総務部長（唐島 稔君）

以上で紹介を終わります。

日程第6 議案第35号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第6 議案第35号 鹿島市監査委員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略いたします。

地方自治法第117条の規定により、橋川宏彰君の退席を求めます。

〔橋川宏彰君退場〕

議長（橋爪 敏君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第35号 鹿島市監査委員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第35号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔橋川宏彰君入場〕

〔税務課長退場〕

日程第7 議案第36号

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第7、議案第36号 鹿島市固定資産評価員の選任についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第36号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第36号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔税務課長入場〕

日程第8 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙

（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第8．杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙（杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項関係）を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定により議会議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項に規定する議会議員に鹿島市副市長出村素明君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました鹿島市副市長出村素明君を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました鹿島市副市長出村素明君が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました鹿島市副市長出村素明君に、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

日程第9 閉会中継続調査申出

議長（橋爪 敏君）

次に、日程第9．閉会中継続調査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり総務建設環境委員会委員長、文教厚生産業委員会委員長及び議会運営委員会委員長から議長あてに閉会中継続調査申出が提出されております。

各委員会委員長から申し出の件を閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（橋爪 敏君）

御異議ないもの認めます。よって、各委員会委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時19分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋爪 敏

臨時議長 橋爪 敏

会議録署名議員 1番 松田 義太

同 上 2番 松尾 勝利

同 上 3番 松本 末治